六二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　一三　六
六三　除籍が滅失した件　一五　三
六四　除籍の一部が滅失した件　一五　三
六五　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　一五　三
六六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき監理団体を定める件　一五　三
六七　除籍の一部が滅失した件　一五　四
六八　除籍の一部を改正する件　一五　四
六九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一八　四
七〇　日本国に帰化を許可する件　一八　四
七一　〃　一九　三
七二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一九　四
七三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　四
七四　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　一九　四
七五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　三
七六―七八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　三
七九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二〇　四
八〇　日本国に帰化を許可する件　二〇　四
八一　除籍が滅失した件　二一　四
八二　〃　二二　七
八三　除籍の一部が滅失した件　二二　三
八四　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　二
八五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二六　四
八六　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二七　三
八七　日本国に帰化を許可する件　二七　三
八八　除籍の一部が滅失した件　二八　一
八九　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二八　一
九〇　日本国に帰化を許可する件　二八　一

○外務省

三五　円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三
三六　債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　四
三七　返納を命じた旅券を無効とする件　四　一
三八　貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
三九　バングラデシュ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　四　五
四〇　アフガニスタン・イスラム共和国における「国家広域開発計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　四　五
四一　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件　四　六